

令和4年 教育委員会

第20回 定例会 議事日程

令和4年11月22日（火）

第1 議 案

【 指導課 】

(1) 議案第32号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

【 子ども総務課 】

(1) 議案第33号「教育事務に関する議案の意見聴取」

(2) 議案第34号「千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」

第2 報 告

【 子ども総務課 】

(1) 教育委員会事務局の人事異動について

(2) 令和4年第4回区議会定例会案件の報告について

【 学務課 】

(1) 令和5年度入学 中学校学校選択結果報告について

(2) 令和5年度入学 神田一橋中学校（通信教育課程）の出願状況について
(口頭報告)

【 指導課 】

(1) いじめ・不登校・白鳥教室の状況（10月）

第3 その他

【 子ども総務課 】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（12月5日号）

議案第 32 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「100 分の 102.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 132.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 102.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 50」を「100 分の 55」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 132.5」に、「100 分の 60」を「100 分の 65」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	174,200	262,800	306,400	344,200
	2	176,300	264,800	308,700	346,800
	3	178,400	266,800	311,000	349,400
	4	180,500	268,600	313,300	352,000
	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	184,600	273,000	317,800	357,200
	7	186,700	275,000	320,200	359,700
	8	188,700	277,000	322,400	362,100
	9	190,900	279,100	324,600	364,500
	10	193,000	281,100	326,900	366,900
	11	195,200	283,200	329,200	369,300
	12	197,400	285,300	331,400	371,700
	13	199,500	287,400	333,600	374,000
14	201,100	289,400	335,800	376,300	

15	202,900	291,600	338,100	378,500
16	204,500	293,600	340,500	380,700
17	206,000	295,700	342,900	382,800
18	207,800	298,000	345,300	384,800
19	209,200	300,300	347,800	386,800
20	211,200	302,600	350,300	388,700
21	212,700	304,900	352,800	390,600
22	214,300	306,900	355,000	392,500
23	216,000	309,300	357,300	394,300
24	217,700	311,400	359,600	395,900
25	219,500	313,700	361,800	397,600
26	221,000	315,800	363,900	399,300
27	222,900	317,900	366,100	400,800
28	224,800	319,900	368,200	402,400
29	226,700	321,900	370,200	403,900
30	228,700	324,000	372,200	405,300
31	230,600	326,100	374,100	406,700
32	232,700	327,900	375,900	408,100
33	234,700	330,000	377,700	409,400
34	236,600	332,000	379,500	410,600
35	238,500	334,100	381,200	411,800
36	240,500	336,100	382,600	413,000
37	242,500	337,700	384,000	414,100
38	244,400	339,500	385,300	415,100
39	246,400	341,300	386,600	416,100
40	248,500	343,100	387,800	417,100
41	250,500	344,700	389,000	418,000
42	252,400	346,400	390,200	418,900
43	254,500	348,100	391,400	419,800
44	256,500	349,700	392,400	420,600

45	258, 700	351, 100	393, 200	421, 400
46	260, 500	352, 600	394, 100	422, 100
47	262, 300	354, 100	395, 100	422, 800
48	264, 500	355, 600	396, 100	423, 400
49	266, 400	357, 000	396, 900	424, 100
50	268, 600	358, 400	397, 700	424, 800
51	270, 900	359, 700	398, 500	425, 400
52	273, 000	361, 100	399, 300	425, 900
53	275, 000	362, 400	400, 000	426, 400
54	277, 000	363, 700	400, 800	427, 000
55	279, 200	364, 900	401, 600	427, 500
56	281, 300	366, 100	402, 300	428, 100
57	283, 300	367, 200	402, 900	428, 700
58	285, 300	368, 300	403, 600	429, 300
59	287, 300	369, 400	404, 300	429, 900
60	289, 300	370, 500	405, 000	430, 500
61	291, 400	371, 500	405, 600	431, 000
62	293, 400	372, 600	406, 200	431, 500
63	295, 500	373, 600	406, 800	432, 000
64	297, 500	374, 500	407, 400	432, 600
65	299, 500	375, 500	407, 900	433, 000
66	301, 500	376, 400	408, 400	433, 500
67	303, 600	377, 300	409, 000	434, 000
68	305, 600	378, 100	409, 600	434, 400
69	307, 600	378, 900	410, 200	434, 900
70	309, 500	379, 700	410, 800	435, 400
71	311, 500	380, 500	411, 400	435, 900
72	313, 500	381, 400	412, 000	436, 400
73	315, 400	382, 200	412, 500	436, 800
74	317, 300	382, 900	413, 100	437, 300

75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100
81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800
97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	

105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			

135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			
141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			
147	374,700			
148	375,100			
149	375,500			
150	375,900			
151	376,300			
152	376,700			
153	377,000			
154	377,400			
155	377,800			
156	378,200			
157	378,600			
158	379,000			
159	379,400			
160	379,800			
161	380,200			
162	380,600			
163	381,000			
164	381,400			

	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
再任用 職員		229,400	268,200	291,300	330,300

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、3月1日」を削り、「から第29条」を「から第30条」に改め、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に、「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の120」に、「100分の10」を「100分の67.5」に、「100分の105」を「100分の100」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改め、「と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」」を削る。

第30条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第30条第1項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正

後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

新旧対照表（抄）

第1条による改正

幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（勤勉手当）</p> <p>第30条（現行に同じ）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7（現行に同じ）</p> <p>別表第1（第6条関係）（別紙のとおり）</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>別表第1（第6条関係）（別紙のとおり）</p>

第2条による改正

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（期末手当）</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第27条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与</p>

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6（現行に同じ。）
（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の107.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4（現行に同じ。）

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（第30条第1項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

4～6（略）
（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4（略）

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下

6 及び 7 (現行に同じ。)	この条及び次条において同じ。) 」と読み替えるものとする。 6 及び 7 (略)
-----------------	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定 (第 30 条第 2 項及び第 3 項の改正規定を除く。) による改正後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定 (第 30 条第 2 項及び第 3 項の改正規定に限る。) による改正後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 4 第 1 条の規定による改正後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

(改正後)

別表第1 (第6条関係)
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	174,200	262,800	306,400	344,200
	2	176,300	264,800	308,700	346,800
	3	178,400	266,800	311,000	349,400
	4	180,500	268,600	313,300	352,000
	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	184,600	273,000	317,800	357,200
	7	186,700	275,000	320,200	359,700
	8	188,700	277,000	322,400	362,100
	9	190,900	279,100	324,600	364,500
	10	193,000	281,100	326,900	366,900
	11	195,200	283,200	329,200	369,300
	12	197,400	285,300	331,400	371,700
	13	199,500	287,400	333,600	374,000
	14	201,100	289,400	335,800	376,300
	15	202,900	291,600	338,100	378,500
	16	204,500	293,600	340,500	380,700
	17	206,000	295,700	342,900	382,800
	18	207,800	298,000	345,300	384,800
	19	209,200	300,300	347,800	386,800
	20	211,200	302,600	350,300	388,700
	21	212,700	304,900	352,800	390,600
	22	214,300	306,900	355,000	392,500
	23	216,000	309,300	357,300	394,300
	24	217,700	311,400	359,600	395,900
	25	219,500	313,700	361,800	397,600
	26	221,000	315,800	363,900	399,300
	27	222,900	317,900	366,100	400,800
	28	224,800	319,900	368,200	402,400
	29	226,700	321,900	370,200	403,900
	30	228,700	324,000	372,200	405,300
	31	230,600	326,100	374,100	406,700
	32	232,700	327,900	375,900	408,100
	33	234,700	330,000	377,700	409,400
	34	236,600	332,000	379,500	410,600
	35	238,500	334,100	381,200	411,800
	36	240,500	336,100	382,600	413,000
	37	242,500	337,700	384,000	414,100
	38	244,400	339,500	385,300	415,100
	39	246,400	341,300	386,600	416,100
40	248,500	343,100	387,800	417,100	

(現行)

別表第1 (第6条関係)
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	169,300	259,700	306,400	344,200
	2	171,400	261,800	308,700	346,800
	3	173,500	263,900	311,000	349,400
	4	175,600	266,000	313,300	352,000
	5	177,700	268,400	315,600	354,600
	6	179,800	270,800	317,800	357,200
	7	181,900	272,900	320,200	359,700
	8	183,900	275,000	322,400	362,100
	9	186,200	277,200	324,600	364,500
	10	188,300	279,400	326,900	366,900
	11	190,500	281,600	329,200	369,300
	12	192,700	283,800	331,400	371,700
	13	194,800	285,900	333,600	374,000
	14	196,500	288,000	335,800	376,300
	15	198,400	290,200	338,100	378,500
	16	200,200	292,400	340,500	380,700
	17	202,000	294,600	342,900	382,800
	18	203,900	296,900	345,300	384,800
	19	205,700	299,200	347,800	386,800
	20	207,700	301,500	350,300	388,700
	21	209,600	303,800	352,800	390,600
	22	211,400	305,900	355,000	392,500
	23	213,300	308,300	357,300	394,300
	24	215,200	310,400	359,600	395,900
	25	217,100	312,700	361,800	397,600
	26	218,800	314,900	363,900	399,300
	27	220,700	317,000	366,100	400,800
	28	222,600	319,200	368,200	402,400
	29	224,500	321,200	370,200	403,900
	30	226,600	323,400	372,200	405,300
	31	228,700	325,500	374,100	406,700
	32	230,800	327,500	375,900	408,100
	33	232,900	329,600	377,700	409,400
	34	234,900	331,600	379,500	410,600
	35	236,900	333,700	381,200	411,800
	36	239,000	335,700	382,600	413,000
	37	241,100	337,500	384,000	414,100
	38	243,100	339,300	385,300	415,100
	39	245,200	341,100	386,600	416,100
40	247,400	342,900	387,800	417,100	

(改正後)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	41	250,500	344,700	389,000	418,000
	42	252,400	346,400	390,200	418,900
	43	254,500	348,100	391,400	419,800
	44	256,500	349,700	392,400	420,600
	45	258,700	351,100	393,200	421,400
	46	260,500	352,600	394,100	422,100
	47	262,300	354,100	395,100	422,800
	48	264,500	355,600	396,100	423,400
	49	266,400	357,000	396,900	424,100
	50	268,600	358,400	397,700	424,800
	51	270,900	359,700	398,500	425,400
	52	273,000	361,100	399,300	425,900
	53	275,000	362,400	400,000	426,400
	54	277,000	363,700	400,800	427,000
	55	279,200	364,900	401,600	427,500
	56	281,300	366,100	402,300	428,100
	57	283,300	367,200	402,900	428,700
	58	285,300	368,300	403,600	429,300
	59	287,300	369,400	404,300	429,900
	60	289,300	370,500	405,000	430,500
	61	291,400	371,500	405,600	431,000
	62	293,400	372,600	406,200	431,500
	63	295,500	373,600	406,800	432,000
	64	297,500	374,500	407,400	432,600
	65	299,500	375,500	407,900	433,000
	66	301,500	376,400	408,400	433,500
	67	303,600	377,300	409,000	434,000
	68	305,600	378,100	409,600	434,400
	69	307,600	378,900	410,200	434,900
	70	309,500	379,700	410,800	435,400
	71	311,500	380,500	411,400	435,900
	72	313,500	381,400	412,000	436,400
	73	315,400	382,200	412,500	436,800
	74	317,300	382,900	413,100	437,300
	75	319,400	383,500	413,600	437,800
	76	321,300	384,200	414,200	438,300
	77	323,200	384,800	414,700	438,700
	78	325,100	385,400	415,200	439,100
	79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100	

(現行)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	41	249,500	344,600	389,000	418,000
	42	251,600	346,300	390,200	418,900
	43	253,700	348,000	391,400	419,800
	44	255,800	349,600	392,400	420,600
	45	258,000	351,100	393,200	421,400
	46	260,000	352,600	394,100	422,100
	47	261,900	354,100	395,100	422,800
	48	264,100	355,600	396,100	423,400
	49	266,100	357,000	396,900	424,100
	50	268,300	358,400	397,700	424,800
	51	270,600	359,700	398,500	425,400
	52	272,700	361,100	399,300	425,900
	53	274,900	362,400	400,000	426,400
	54	276,900	363,700	400,800	427,000
	55	279,100	364,900	401,600	427,500
	56	281,200	366,100	402,300	428,100
	57	283,300	367,200	402,900	428,700
	58	285,300	368,300	403,600	429,300
	59	287,300	369,400	404,300	429,900
	60	289,300	370,500	405,000	430,500
	61	291,400	371,500	405,600	431,000
	62	293,400	372,600	406,200	431,500
	63	295,500	373,600	406,800	432,000
	64	297,500	374,500	407,400	432,600
	65	299,500	375,500	407,900	433,000
	66	301,500	376,400	408,400	433,500
	67	303,600	377,300	409,000	434,000
	68	305,600	378,100	409,600	434,400
	69	307,600	378,900	410,200	434,900
	70	309,500	379,700	410,800	435,400
	71	311,500	380,500	411,400	435,900
	72	313,500	381,400	412,000	436,400
	73	315,400	382,200	412,500	436,800
	74	317,300	382,900	413,100	437,300
	75	319,400	383,500	413,600	437,800
	76	321,300	384,200	414,200	438,300
	77	323,200	384,800	414,700	438,700
	78	325,100	385,400	415,200	439,100
	79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100	

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	81	330,200	387,100	416,700	440,600
	82	331,800	387,600	417,200	441,100
	83	333,500	388,200	417,700	441,600
	84	335,000	388,800	418,200	442,000
	85	336,400	389,400	418,600	442,500
	86	337,900	390,000	419,000	442,900
	87	339,400	390,500	419,500	443,300
	88	340,700	391,100	420,000	443,700
	89	342,000	391,600	420,500	444,000
	90	343,300	392,100	420,900	444,400
	91	344,500	392,700	421,400	444,800
	92	345,700	393,200	421,900	445,200
	93	346,800	393,700	422,300	445,600
	94	347,900	394,200	422,700	446,000
	95	348,900	394,700	423,100	446,400
	96	349,900	395,200	423,500	446,800
	97	350,900	395,600	423,900	447,200
	98	351,800	396,000	424,200	447,500
	99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300	
101	354,000	397,500	425,400	448,700	
102	354,700	398,000	425,800		
103	355,400	398,500	426,200		
104	355,900	399,000	426,600		
105	356,500	399,500	427,000		
106	357,000	400,000	427,400		
107	357,500	400,500	427,800		
108	358,100	401,000	428,200		
109	358,800	401,400	428,500		
110	359,300	401,900	428,900		
111	359,800	402,400	429,300		
112	360,300	402,900	429,700		
113	360,800	403,400	430,000		
114	361,300	403,800			
115	361,800	404,200			
116	362,300	404,600			
117	362,700	405,000			
118	363,100	405,400			
119	363,600	405,800			
120	364,100	406,200			

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	81	330,200	387,100	416,700	440,600
	82	331,800	387,600	417,200	441,100
	83	333,500	388,200	417,700	441,600
	84	335,000	388,800	418,200	442,000
	85	336,400	389,400	418,600	442,500
	86	337,900	390,000	419,000	442,900
	87	339,400	390,500	419,500	443,300
	88	340,700	391,100	420,000	443,700
	89	342,000	391,600	420,500	444,000
	90	343,300	392,100	420,900	444,400
	91	344,500	392,700	421,400	444,800
	92	345,700	393,200	421,900	445,200
	93	346,800	393,700	422,300	445,600
	94	347,900	394,200	422,700	446,000
	95	348,900	394,700	423,100	446,400
	96	349,900	395,200	423,500	446,800
	97	350,900	395,600	423,900	447,200
	98	351,800	396,000	424,200	447,500
	99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300	
101	354,000	397,500	425,400	448,700	
102	354,700	398,000	425,800		
103	355,400	398,500	426,200		
104	355,900	399,000	426,600		
105	356,500	399,500	427,000		
106	357,000	400,000	427,400		
107	357,500	400,500	427,800		
108	358,100	401,000	428,200		
109	358,800	401,400	428,500		
110	359,300	401,900	428,900		
111	359,800	402,400	429,300		
112	360,300	402,900	429,700		
113	360,800	403,400	430,000		
114	361,300	403,800			
115	361,800	404,200			
116	362,300	404,600			
117	362,700	405,000			
118	363,100	405,400			
119	363,600	405,800			
120	364,100	406,200			

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	121	364,600	406,600		
	122	365,100	406,900		
	123	365,600	407,300		
	124	366,000	407,700		
	125	366,400	408,100		
	126	366,800	408,500		
	127	367,200	408,900		
	128	367,600	409,300		
	129	367,900	409,600		
	130	368,200			
	131	368,600			
	132	369,000			
	133	369,400			
	134	369,700			
	135	370,100			
	136	370,500			
	137	370,900			
	138	371,300			
	139	371,700			
	140	372,100			
	141	372,400			
	142	372,800			
	143	373,200			
	144	373,500			
	145	373,900			
	146	374,300			
	147	374,700			
	148	375,100			
	149	375,500			
	150	375,900			
	151	376,300			
152	376,700				
153	377,000				
154	377,400				
155	377,800				
156	378,200				
157	378,600				
158	379,000				
159	379,400				
160	379,800				

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	121	364,600	406,600		
	122	365,100	406,900		
	123	365,600	407,300		
	124	366,000	407,700		
	125	366,400	408,100		
	126	366,800	408,500		
	127	367,200	408,900		
	128	367,600	409,300		
	129	367,900	409,600		
	130	368,200			
	131	368,600			
	132	369,000			
	133	369,400			
	134	369,700			
	135	370,100			
	136	370,500			
	137	370,900			
	138	371,300			
	139	371,700			
	140	372,100			
	141	372,400			
	142	372,800			
	143	373,200			
	144	373,500			
	145	373,900			
	146	374,300			
	147	374,700			
	148	375,100			
	149	375,500			
	150	375,900			
	151	376,300			
152	376,700				
153	377,000				
154	377,400				
155	377,800				
156	378,200				
157	378,600				
158	379,000				
159	379,400				
160	379,800				

(改正後)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
169	383,200				
再任用 職員		229,400	268,200	291,300	330,300

(現行)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
169	383,200				
再任用 職員		229,400	268,200	291,300	330,300

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正趣旨

令和4年の特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるため、職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給月数を改める。

2 改正概要

(1) 第1条関係

項目・条文	改正内容	施行年月日
給料 (第6条、別表第1)	公民格差(0.24%)を解消するため、給料表を引上げ改定する。	公布の日 (令和4年4月1日から適用)
勤勉手当 (第30条)	令和4年度の勤勉手当支給月数の改正 令和4年12月支給の勤勉手当支給月数を0.1月(再任用職員は0.05月)分引き上げる改正を行う。	公布の日

(2) 第2条関係

項目・条文	改正内容	施行年月日
期末手当 (第27条) 勤勉手当 (第30条)	令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 3月期末手当を廃止し、6月及び12月支給の期末手当及び勤勉手当支給月数を均等になるよう配分する改正を行う。	令和5年4月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

(参考) 改正前後の期末・勤勉手当支給月数

●第1条関係

			6月期	12月期	3月期	年間計
再任用職員以外の職員	一般職員	現行	2.075 期末 (1.050) 勤勉 (1.025)	2.125 期末 (1.100) 勤勉 (1.025)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.45 期末 (2.40) 勤勉 (2.05)
		改正後	2.075 期末 (1.050) 勤勉 (1.025)	2.225 期末 (1.100) 勤勉 (1.125)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.55 期末 (2.40) 勤勉 (2.15)
	管理職員	現行	2.075 期末 (0.850) 勤勉 (1.225)	2.125 期末 (0.900) 勤勉 (1.225)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.45 期末 (2.00) 勤勉 (2.45)
		改正後	2.075 期末 (0.850) 勤勉 (1.225)	2.225 期末 (0.900) 勤勉 (1.325)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.55 期末 (2.00) 勤勉 (2.55)
再任用職員	一般職員	現行	1.10 期末 (0.60) 勤勉 (0.50)	1.15 期末 (0.65) 勤勉 (0.50)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.35 期末 (1.35) 勤勉 (1.00)
		改正後	1.10 期末 (0.60) 勤勉 (0.50)	1.20 期末 (0.65) 勤勉 (0.55)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.40 期末 (1.35) 勤勉 (1.05)
	管理職員	現行	1.10 期末 (0.50) 勤勉 (0.60)	1.15 期末 (0.55) 勤勉 (0.60)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.35 期末 (1.15) 勤勉 (1.20)
		改正後	1.10 期末 (0.50) 勤勉 (0.60)	1.20 期末 (0.55) 勤勉 (0.65)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.40 期末 (1.15) 勤勉 (1.25)

●第2条関係

			6月期	12月期	3月期	年間計
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	1条改正案	2.075 期末 (1.050) 勤勉 (1.025)	2.225 期末 (1.100) 勤勉 (1.125)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.55 期末 (2.40) 勤勉 (2.15)
		改正後	2.275 期末 (1.200) 勤勉 (1.075)	2.275 期末 (1.200) 勤勉 (1.075)	= 期末 = 勤勉 -	4.55 期末 (2.40) 勤勉 (2.15)
	管理職員	1条改正案	2.075 期末 (0.850) 勤勉 (1.225)	2.225 期末 (0.900) 勤勉 (1.325)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.55 期末 (2.00) 勤勉 (2.55)
		改正後	2.275 期末 (1.000) 勤勉 (1.275)	2.275 期末 (1.000) 勤勉 (1.275)	= 期末 = 勤勉 -	4.55 期末 (2.00) 勤勉 (2.55)
定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	1条改正案	1.10 期末 (0.60) 勤勉 (0.50)	1.20 期末 (0.65) 勤勉 (0.55)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.40 期末 (1.35) 勤勉 (1.05)
		改正後	1.20 期末 (0.675) 勤勉 (0.525)	1.20 期末 (0.675) 勤勉 (0.525)	= 期末 = 勤勉 -	2.40 期末 (1.35) 勤勉 (1.05)
	管理職員	1条改正案	1.10 期末 (0.50) 勤勉 (0.60)	1.20 期末 (0.55) 勤勉 (0.65)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.40 期末 (1.15) 勤勉 (1.25)
		改正後	1.20 期末 (0.575) 勤勉 (0.625)	1.20 期末 (0.575) 勤勉 (0.625)	= 期末 = 勤勉 -	2.40 期末 (1.15) 勤勉 (1.25)

議案第33号

教育事務に関する議案の意見聴取について

令和4年11月22日付4千政総務発第212号で照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答する。

記

以下の議案に対する教育委員会の意見

特になし

- 1 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千代田区条例第
13号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合
においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給
する場合においては100分の110」を「100分の120」に改める。

第32条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給す
る場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を
「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和33年千代田区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「という。）」の次に「その他の規程」を加え、「以下同じ。」を「」の数（以下「勤務日数」という。）に改め、「18日」の次に「（1か月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年千代田区条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第18条第1項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）」を加える。

第3条第2項中「（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）」を削り、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第3項中「18日」を「職員みなし日数」に改める。

第10条第4項中「第1号から第7号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第8号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」を「現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第18条第1項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）」に改め、同項第7号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成3年法律第110号）」を加え、同項第8号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加える。

第11条第2項及び第13条第2項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし

日数」に改める。

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

(6) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年千代田区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項の改正規定を削る。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年千代田区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の50」を「100分の55」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	174,200	262,800	306,400	344,200
	2	176,300	264,800	308,700	346,800
	3	178,400	266,800	311,000	349,400
	4	180,500	268,600	313,300	352,000
	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	184,600	273,000	317,800	357,200
	7	186,700	275,000	320,200	359,700
	8	188,700	277,000	322,400	362,100
	9	190,900	279,100	324,600	364,500
	10	193,000	281,100	326,900	366,900
	11	195,200	283,200	329,200	369,300
	12	197,400	285,300	331,400	371,700
	13	199,500	287,400	333,600	374,000
	14	201,100	289,400	335,800	376,300
	15	202,900	291,600	338,100	378,500
	16	204,500	293,600	340,500	380,700
	17	206,000	295,700	342,900	382,800
18	207,800	298,000	345,300	384,800	

19	209,200	300,300	347,800	386,800
20	211,200	302,600	350,300	388,700
21	212,700	304,900	352,800	390,600
22	214,300	306,900	355,000	392,500
23	216,000	309,300	357,300	394,300
24	217,700	311,400	359,600	395,900
25	219,500	313,700	361,800	397,600
26	221,000	315,800	363,900	399,300
27	222,900	317,900	366,100	400,800
28	224,800	319,900	368,200	402,400
29	226,700	321,900	370,200	403,900
30	228,700	324,000	372,200	405,300
31	230,600	326,100	374,100	406,700
32	232,700	327,900	375,900	408,100
33	234,700	330,000	377,700	409,400
34	236,600	332,000	379,500	410,600
35	238,500	334,100	381,200	411,800
36	240,500	336,100	382,600	413,000
37	242,500	337,700	384,000	414,100
38	244,400	339,500	385,300	415,100
39	246,400	341,300	386,600	416,100
40	248,500	343,100	387,800	417,100
41	250,500	344,700	389,000	418,000
42	252,400	346,400	390,200	418,900
43	254,500	348,100	391,400	419,800
44	256,500	349,700	392,400	420,600
45	258,700	351,100	393,200	421,400
46	260,500	352,600	394,100	422,100
47	262,300	354,100	395,100	422,800
48	264,500	355,600	396,100	423,400
49	266,400	357,000	396,900	424,100

50	268,600	358,400	397,700	424,800
51	270,900	359,700	398,500	425,400
52	273,000	361,100	399,300	425,900
53	275,000	362,400	400,000	426,400
54	277,000	363,700	400,800	427,000
55	279,200	364,900	401,600	427,500
56	281,300	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400
69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100

81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800
97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	
105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	

112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			
141	372,400			
142	372,800			

143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			
147	374,700			
148	375,100			
149	375,500			
150	375,900			
151	376,300			
152	376,700			
153	377,000			
154	377,400			
155	377,800			
156	378,200			
157	378,600			
158	379,000			
159	379,400			
160	379,800			
161	380,200			
162	380,600			
163	381,000			
164	381,400			
165	381,700			
166	382,100			
167	382,400			
168	382,800			
169	383,200			
再任用 職員	229,400	268,200	291,300	330,300

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、3月1日」を削り、「から第29条」を「から第30条」に

改め、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に、「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の120」に、「100分の10」を「100分の67.5」に、「100分の105」を「100分の100」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改め、「と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」」を削る。

第30条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第30条第1項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基

づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

4千政総務発第212号
令和4年11月22日

千代田区教育委員会 御中

千代田区長
樋口高顕
(公印省略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について

令和4年第4回千代田区議会定例会に下記の議案を提出するに当たり、別紙案のとおり作成いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

議案名

- ・会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- ・幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会公印規則（昭和43年千代田区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>千代田区教育委員会公印規則 （通則）</p> <p>第1条 千代田区教育委員会（<u>教育機関、附属機関</u>及びこれらの長を含む。）の公印の寸法、ひな型、管守方法及びその他公印に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除き、この規則の定めるところによる。 （公印の名称、寸法、ひな型等）</p> <p>第2条 公印の名称、番号、書体、寸法及び用途並びに公印管守者（別表第1に定める各公印を管理する各課長等をいう。以下同じ。）は、<u>同表のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。</u> （旧印の引継、保存、廃棄）</p> <p>第4条 公印を改刻、職制変更等のため使用しなくなつたときは、子ども総務課長は各公印管守者よりその公印を引継ぎ、次の区分により保存しなければならない。 （1） <u>委員会印及び委員会教育長印</u> 永久 （2） 前号以外の公印 改刻又は職制変更等により使用しなくなつた日から起算して10年 2 （現行に同じ） （公印取扱主任の命免）</p> <p>第9条 公印管守者の下に、公印取扱主任（以下「主任」という。）を置くことができる。 2 主任は、当該公印管守者の属する課等の<u>庶務担当係長及び千代田区立学校文書管理規程（平成元年千代田区教育委員会訓令第2号）第3条第1項に規定する者並びにこれに準ずる者をいう。</u>）をもつてあてる。 （公印の管守）</p> <p>第11条 公印は、常に堅固な容器に納め、勤務時間外、勤務を要しない日及び休日には、<u>当該容器を施錠</u>しておかなければならない。</p>	<p>千代田区教育委員会公印規則 （通則）</p> <p>第1条 千代田区教育委員会（教育機関及びこれらの長を含む。）の公印の寸法、ひな型、管守方法及びその他公印に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除き、この規則の定めるところによる。 （公印の名称、寸法、ひな型等）</p> <p>第2条 公印の名称、番号、書体、寸法、用途及び管守者は、<u>別表第1のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。</u> （旧印の引継、保存、廃棄）</p> <p>第4条 公印を改刻、職制変更等のため使用しなくなつたときは、子ども総務課長は各公印管守者よりその公印を引継ぎ、次の区分により保存しなければならない。 （1） <u>千代田区教育委員会印、千代田区教育委員会委員長印及び千代田区教育委員会教育長印</u> 永久 （2） 前号以外の公印 改刻又は職制変更等により使用しなくなつた日から起算して10年 2 （略） （公印取扱主任の命免）</p> <p>第9条 公印管守者の下に、公印取扱主任（以下「主任」という。）を置くことができる。 2 主任は、当該公印管守者の属する課等の<u>文書取扱主任（千代田区教育委員会文書管理規程（平成元年教育委員会訓令第1号）第3条及び千代田区立学校文書管理規程（平成元年教育委員会訓令第2号）第3条に規定する者及びこれに準ずる者をいう。）</u>をもつてあてる。 （公印の管守）</p> <p>第11条 公印は、常に堅固な容器に納め、勤務時間外、勤務を要しない日及び休日には、<u>封印</u>しておかなければならない。</p>

<p>い。 (公印押印上の注意)</p> <p>第12条 (現行に同じ)</p> <p>2から4まで (現行に同じ)</p> <p>5 公印の使用形態等により、前各項の規定による照合ができない場合は、各<u>公印管守者</u>が別に定める方法で確認するものとする。</p> <p>6 (現行に同じ) (公印の事前押印)</p> <p>第12条の2 (現行に同じ)</p> <p>2 (現行に同じ)</p> <p>3 <u>公印管守者は、前項の承認をするとき、当該申請書の写しに承認の旨を奥書して承認書とするとともに、当該承認書の写しを子ども総務課長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 第1項の規定により事前押印した文書等の保管責任者は、常にその使用状況を明らかにし、かつ、子ども総務課長又は公印管守者から調査の申し入れがあつたときは、これに応じなければならない。</p> <p>5 事前押印した文書等の保管責任者は、当該文書等が書損、汚損、様式の変更等の理由により使用できなくなつたときは、当該文書等を破棄し、又は印影を抹消しなければならない。 (公印印影の印刷)</p> <p>第13条 (現行に同じ)</p> <p>2 前条第2項から<u>第5項</u>までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「公印事前押印申請書」とあるのは「公印刷込み申請書」と、<u>同項、第4項及び第5項中「事前押印」とあるのは「刷込み」とそれぞれ読み替える。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>の規定による印刷を外注した場合は、契約書に原版及び試作品等の引き渡し又は裁断、破碎、焼却等について規定する等適切な措置を講じなければならない。</p> <p>4 (現行に同じ) (専用公印等の印影の電子計算機器による処理)</p> <p>第14条 電子計算機器により作成する定例的かつ定型的な文書等で公印 (<u>別表第1に定める委員会印 (方30ミリメートル) 及び委員会教育長印を除く。</u>以下本条において同</p>	<p>(公印押印上の注意)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 公印の使用形態等により、前各項の規定による照合ができない場合は、各<u>公印の管守者</u>が別に定める方法で確認するものとする。</p> <p>6 (略) (公印の事前押印)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により事前押印した文書等の保管責任者は、常にその使用状況を明らかにし、かつ、子ども総務課長又は公印管守者から調査の申し入れがあつたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4 事前押印した文書等の保管責任者は、当該文書等が書損、汚損、様式の変更等の理由により使用できなくなつたときは、当該文書等を破棄し、又は印影を抹消しなければならない。 (公印印影の印刷)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前条第2項から<u>第4項</u>までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「公印事前押印申請書」とあるのは「公印刷込み申請書」と、<u>同条第2項、第3項及び第4項中「事前押印」とあるのは「刷込み」とそれぞれ読み替える。</u></p> <p>3 <u>前2項</u>の規定による印刷を外注した場合は、契約書に原版及び試作品等の引き渡し又は裁断、破碎、焼却等について規定する等適切な措置を講じなければならない。</p> <p>4 (略) (専用公印等の印影の電子計算機器による処理)</p> <p>第14条 電子計算機器により作成する定例的かつ定型的な文書等で公印 (<u>別表に定める小様式文書用印及び専用印に限る。</u>以下本条において同じ。)を押印すべきものにつ</p>
--	---

じ。)を押印すべきものについては、印影を当該電子計算機器に入力し出力して押印に代えることができる。

2 第12条の2第2項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「公印事前押印申請書」とあるのは「公印入出力申請書」と、同項、第4項及び第5項中「事前押印」とあるのは「入出力」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 (現行に同じ)

別表第1

公印名	番号	書体	形状寸法	用途	公印管 守者
(中略)					
教育研究所印	12	てん書	方21ミリメートル	一般文書用	教育研究所長
(中略)					
児童館印	19の7	同	方21ミリメートル	児童館の一般文書用	各児童館長
児童館長印	19の8	同	方17ミリメートル	児童館長の一般文書用	同
附属機関代表者印	20	同	方21ミリメートル	附属機関の一般文書用	附属機関の事務を処理する課長
委員会契	21	同	長径34ミリメートル 短径14ミリメートル	一般文書用	子ども総務課長、各事業所長

備考

職務代理者は、本来職務者の印を用いるものとする。

いては、印影を当該電子計算機器に入力し出力して押印に代えることができる。

2 第12条の2第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「公印事前押印申請書」とあるのは「公印入出力申請書」と、同条第2項、第3項及び第4項中「事前押印」とあるのは「入出力」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

別表第1

公印名	番号	書体	形状寸法	用途	管守者
(中略)					
教育研究所印	12	てん書	方21ミリメートル	一般文書用	教育研究所長
(中略)					
児童館印	19の7	同	方21ミリメートル	児童館の一般文書用	各児童館長
児童館長印	19の8	同	方17ミリメートル	児童館長の一般文書用	同
ちよだパークサイドプラザ館長印	20	同	方18ミリメートル	ちよだパークサイドプラザ館長の一般文書用	ちよだパークサイドプラザ館長
委員会契	21	同	長径34ミリメートル 短径14ミリメートル	一般文書用	子ども総務課長、各事業所長

備考

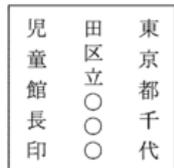
1 職務代理者は、本来職務者の印を用いるものとする。

2 番号1の委員会印については、第13条の規定に基づき当該印影を学校職員服務取扱規程(平成12年千代田区教育委員会訓令第5号)別記様式第1号に定める職員証に印刷する場合に限り、様式の規格を勘案し、方15ミリメートル

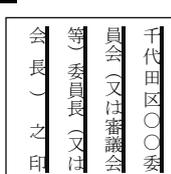
ルに縮小して印刷することができる。

別表第 2

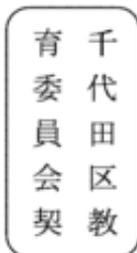
19の 8



20



21



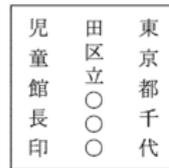
備考

番号 5 の 2、19、19 の 2、19 の 3、19 の 4、19 の 5、19 の 6、19 の 7 及び 19 の 8 にあわせて使用する割印については、22 の規定にかかわらず区長部局の例によることができる。

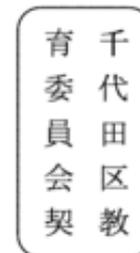
様式 (現行に同じ)

別表第 2

19の 8



21



備考

番号 5 の 2、19、19 の 2、19 の 3、19 の 4、19 の 5、19 の 6、19 の 7 及び 19 の 8 にあわせて使用する割印については、22 の規定にかかわらず区長部局の例によることができる。

様式 (略)

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。) に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

印影の電子計算機器による処理（以下「電子公印」という。）は、小様式文書用と専用印に限定していた。

しかしながら、他の公印（部長印、課長印、校長印等）であっても、当該公印の印影を電子化することにより事務の効率化及び簡素化を図ることができることから電子公印の対象公印に小様式文書用及び専用印以外の公印を加える必要がある。ただし、教育委員会印（本印）及び教育長印（本印）は、押印する文書の性質上、電子公印の対象から除くものとする。

本改正により、校長印を押印している次の書類で電子公印の使用が見込まれる。

- (1) 校務支援システム（C4th）から年度末に出力する各学年の「修了証」
- (2) 校務支援システム（C4th）から各学期末に出力する通知表

2 改正内容

電子公印として使用できる対象公印の範囲を拡大するとともに、規定の整備をする。詳細は、新旧対照表のとおり

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別添議案第 34 号のとおり

人事異動

令和4年11月1日付 一般職員 横転発令

新所属・職	氏名	旧所属・職	備考
教育委員会事務局子ども部子育て推進課子育て推進係長（課長補佐）	高橋 尚人	保健福祉部健康推進課新型コロナウイルス予防接種担当係長（課長補佐）	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課担当係長	永野 彩葉	教育委員会事務局子ども部子育て推進課子育て推進係長	

教育委員会事務局子ども部子ども総務課
政策経営部人事課

人事異動

令和4年11月15日付 一般職員 兼務発令

兼務	氏名	現職	備考
教育委員会事務局子ども部子育て推進課担当係長（課長補佐）	富澤 幸代	教育委員会事務局子ども部子ども総務課事業担当係長（課長補佐）	

教育委員会事務局子ども部子ども総務課

令和4年 第4回定例会日程(案)

[R4.11.15](#)

月 日	午 前	午 後
11月 9日(水)	(告示日)	1:30 議運
11月 10日(木)		
11月 11日(金)		
11月 12日(土)		
11月 13日(日)		
11月 14日(月)		
11月 15日(火)		1:30 議運
11月 16日(水)	(招集日) 11:30 議運	1:00 本会議
11月 17日(木)		1:30 議運
11月 18日(金)		1:00 環境まち 議長会
11月 19日(土)		
11月 20日(日)		
11月 21日(月)		
11月 22日(火)		
11月 23日(火)	勤労感謝の日	
11月 24日(木)	11:30 議運	1:00 継続会
11月 25日(金)	11:30 議運	1:00 継続会
11月 26日(土)		
11月 27日(日)		
11月 28日(月)	10:30 常任(企画)(地文)	広域連合議会
11月 29日(火)	10:30 常任(福祉)	
11月 30日(水)	10:30 予算	
12月 1日(木)	10:30 災害・危機	1:30 公共施設
12月 2日(金)	10:30 あり方	1:30 環境まち
12月 3日(土)		
12月 4日(日)		
12月 5日(月)		1:30 議運
12月 6日(火)	10:30 常任(企画)(福祉)	
12月 7日(水)	10:30 常任(地文)	
12月 8日(木)	10:30 あり方勉強会	(2:00 都計審)
12月 9日(金)		1:30 議運
12月 10日(土)		
12月 11日(日)		
12月 12日(月)	11:30 議運	1:00 継続会

|

教育委員会資料
令和4年11月22日
子ども総務課

令和4年第四回

区議会定例会区長招集挨拶

令和4年11月16日

令和4年第四回

区議会定例会区長招集挨拶

【目次】

I	新型コロナウイルス感染症第8波に向けた対策について	1
II	物価高騰対策について	6
III	新たな基本構想の策定に向けた検討状況について	8
IV	DXの進捗について	10
V	議案	14

*本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他若干の変更があることがあります。

令和4年第四回区議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

I 新型コロナウイルス感染症第8波に向けた対策について

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策について、申し上げます。

国内で新型コロナウイルスの感染者が確認されてから、まもなく3年が経とうとしています。この夏に、過去最多の感染者を出すなど猛威を振るった第7波の感染者数は、7月末をピークとして一時減少していましたが、現在は再び上昇し、第8波に入ったとの見解もあることから、その推移を注意深く見守っているところです。

千代田区における発生届の件数は、ピーク時には1週間あたり1,000人を超える感染者が発生しました。その後、感染症法施行規則の改正により、9月26日から、発生届の対象が65歳以上の方、入院を要する方などに限定されたこともあり、直近1週間での届出件数は31人に止まっています。

しかし、国内の感染状況を見れば、今後、急激に感染者数が増加に転じる可能性もあることから、未だ予断を許しません。

こうした中、ヨーロッパやアジアにおいては、季節性インフルエンザの流行が確認されています。一方で、去る10月11日から政府の水際対策が緩和されたことや、円安により、今後、海外からの渡航者の大幅な増加が見込まれます。

これから冬場を迎えるに当たって、年末年始のイベントなども重なることから、新型コロナウイルスの第8波と季節性インフルエンザの流行のツインデミック（同時流行）が懸念され、より一層の感染症対策を講じていかなければなりません。

そのためには、引き続き「換気と手洗いの徹底」、「会話時のマスク」、「有症状時に外出を控えること」など、基本的な感染防止対策を継続していただくことや、早期のワクチン接種など、重症化リスクの高い高齢者や、基礎疾患のある方などにターゲットを絞って備えていくことが必要です。

また、国は10月21日より、12歳以上の新型コロナウイルスワクチンの接種間隔を、現行の5か月から3か月に短縮しました。

これに伴う接種対象者の増加に対応すべく、区は、各集団接種会場の接種枠を大幅に増やすとともに、三楽病院では、午後5時以降の時間帯の接種枠を設けました。

また、新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの接種間隔を空けることなく、同日での接種が可能となったことから、東京逋信病院では、希望する区民に対して、両方のワクチンを速やかに接種できるようにするなど、区民がより接種を受けやすい環境の整備に努めています。

これらの取組みの結果、11月15日時点では、区のオミクロン株対応ワクチンの接種率は15.8%となっており、今後の接種予約も順調に推移している状況です。年末年始に懸念されるツインデミックに備えて、今後も接種率のさらなる向上を目指して様々な取組みを講じていきます。

他方で、インフルエンザについては、近年、コロナの感染

防止の影響によって流行が生じなかったことから、抗体保有率が低下している可能性があります。そのため、重症化リスクのある方などは特に、インフルエンザワクチンの接種が必要だと言われていました。

そこで今年度も、65歳以上の定期接種対象者の方に加え、特別対策として、60歳以上65歳未満や妊娠中など、重症化リスクの高い方を対象に、去る10月1日から、インフルエンザワクチンの無料接種を実施しています。

これらのワクチン接種は、感染を予防し、重症化リスクの軽減が期待できることから、区民の皆様には、新型コロナウイルスおよびインフルエンザウイルスの2つのワクチン接種を検討いただくために、推進月間を設けるなど、今後もワクチン接種の周知を進めてまいります。

ところで、この3年近くに及ぶ感染症対策により、私たちは様々な知見と経験を積み重ね、都度、懸命に対応を図ってきました。

この間、患者調査の重点化により、重症化リスクのある患

者に速やかに対応し、入院が必要な患者にいち早く病床を確保するなど、これまで以上に迅速で、適切な医療へと繋ぐ体制を整えました。また、第8波に備え、クラウドサービス（インターネットを介して提供されるITサービス）を用いた患者情報管理システムを導入して患者情報のデジタル化と一元化を図り、問合せを受けた際にも、これまでのように紙カルテを一枚一枚探すことなく、療養方針や対応履歴などの情報を即時に把握できるようになりました。これにより、適時的確な対応を実現し、万が一、感染した場合でも、区民の皆様がより安心できる体制を構築しました。

今後も、日常生活における基本的な感染対策の周知や、イベント開催に伴うクラスターを発生させないための感染防止策の実施など、区内医師会や医療機関など関係機関と連携しつつ、区民の命と健康を守るため、引き続き、感染症対策に全力で取り組めてまいります。

Ⅱ 物価高騰対策について

次に、物価高騰対策について申し上げます。

第三回区議会定例会において、食料品、特に生鮮食品の物価高騰が顕著になってきたことを考慮し、区立小・中・中等教育学校における学校給食費の一部を追加で補助するため、また、物価高騰の影響が特に大きい住民税非課税世帯を緊急支援するための補正予算案を、全会一致でご議決賜りました。改めて御礼申し上げます。

第三回区議会定例会閉会後も、物価の状況を注視していますが、依然として高騰が収まる状況には至っていません。

総務省統計局が発表する消費者物価指数を見ても、エネルギー価格の上昇や円安の影響により、月を追うごとに、光熱水費をはじめ、様々な物の価格が上昇しており、日常生活の中でも物価高騰を実感する機会が日に日に増えてきたという声を耳にします。

こうした状況を受け、第三回区議会定例会の決算審査における物価高騰対策に関する質疑において、私は、「機を逸す

ることなく、今年度中に」と答弁しました。

その後、区議会から子育て世帯への物価高騰に対する支援への要望書を頂戴し、庁内において議論を重ねた結果、様々な物価が高騰している現状に鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減するための経費について、追加の予算を計上する補正予算案を、今定例会に提出することとしました。

具体的な内容としては、18歳以下の子どもを持つすべての保護者に対して、子ども1人あたり5万円を給付します。

一口に子育て世帯と言っても、子どもの年齢や性別、人数などが異なりますし、通学・通園先が公立か私立か、子どもが何に興味があるか、何を目指しているか、あるいは親として子どもに何を身に付けてほしいと考えているかなど、ご家庭における子育てや教育の環境は千差万別です。

こうした中で、様々な出費が増している子育て世帯が、物価高騰の下でも、それぞれに異なる子育てや教育の環境を、これまでと同様に維持できるよう、等しく支援してまいります。

なお、補正予算案には、各区立施設や指定管理施設において当初予算額では不足が見込まれる光熱費や、これに相当する経費、また、物価高騰の下でもサービスの質を維持できるよう、高齢者への地域密着型サービス事業所や障害福祉サービス事業所に対する緊急支援金なども計上しています。

Ⅲ 新たな基本構想の策定に向けた検討状況について

次に、新たな基本構想の策定に向けた検討状況について申し上げます。

去る11月11日、区民と学識経験者で構成する基本構想懇談会から、新たな基本構想のたたき台に対する提言書を頂戴しました。懇談会では、本年7月から足掛け5か月、6回にわたり活発なご議論をいただき、提言書を取りまとめたところでした。

また、区議会の皆様には、第三回区議会定例会の会期中並びに閉会直後の大変お忙しいところ、2度の連合審査会において説明の機会を頂戴し、貴重なご意見を多数賜りました。

新たな基本構想の策定に向けては、これまで、無作為抽出による区民アンケート、区立学校の児童・生徒を対象としたアンケートをはじめ、パブリックコメントの手法を参考にした意見公募、20以上の各種団体関係者のヒアリングを実施し、直接お話をお伺いするなど、多くの方々から多様なご意見をいただけるよう努めてきました。

私どもは、この度頂戴した懇談会の提言及び区議会の皆様のご意見を、しっかりと受け止めるとともに、アンケートやヒアリングでいただいたお声なども踏まえ、鋭意、基本構想のたたき台の修正作業を進めているところです。

こうして皆様と練り上げてきた基本構想については、近く素案をお示しし、パブリックコメントを実施するとともに、並行して説明会を開催し、これまでの議論や頂戴したご意見を踏まえて丁寧に説明してまいります。

令和5年第一回区議会定例会においてご審議いただけるよう、引き続き準備を進めますので、よろしくお願い申し上げます。

Ⅳ DXの進捗について

次に、DXの進捗について申し上げます。

今日において、日々進展するデジタル技術を活用していくことは、行政サービスの向上や地域課題の解決のためにも不可欠となっています。

そこで、令和4年度の予算編成にあたりましては、「千代田区DX」を区として取り組む重要施策の一つとして掲げ、さらに本年4月には、「千代田区DX戦略～だれもが幸せな社会の実現に向けて～」を策定しました。

この戦略では、「顧客志向の追求」、「行政内部の変革」、「情報資産の管理と運用」を基本理念として、「区民は、いつでも、どこでも、だれもが、自分にあった方法を選択して、サービスを受けることができる」、「職員は、自分の働き方をデザインすることができ、いつでも、どこでも、ムダなく、コラボして（職場にいる職員と協働して）仕事できる」、「確かな安全のもと、効果的にデジタル技術と情報が活用されている」という将来像を示し、その上で、千代田区DXのコン

セプト（基本的な考え方）として、4点を掲げています。

改めてコンセプトをご説明いたしますと、第一は、「区民が選択できる」です。

区が考えるDXは、すべてをデジタルに転換してしまうというものではありません。対面を基本とするリアルな窓口、オンラインでの受付など、様々な方法を用意し、リアルとデジタルを区民の皆様が選択できるようにすることによって、限られた資源の中で、多様なニーズに応えていこうというものです。

そのためには、デジタルを使いたいけれど苦手な方、いわゆる「デジタル弱者」と言われる方たちが取り残されることのないよう、丁寧に進めることも必要です。

第二に、区民一人ひとりを個でとらえたサービス、いわば「自治体版CRM（カスタマーリレーションシップマネジメント、顧客を理解し関係強化を図る）」の実現です。

これは、行政サービスを提供する区側の視点ではなく、サービスを受ける個々の区民側の視点で、対象となるサービス

や必要な手続きを集約し、区民一人ひとりに合った情報をご案内したり、過去の申請情報や基礎情報により手続きを簡略化したり、さらには、組織間の情報共有により新たなサービスを創出するものです。

そのための一つの手段として、区民一人ひとりと区の、コミュニケーション機能を一つに集約し、結節点としての役割を果たす、区独自のポータルサイト（インターネットを利用する際に最初にアクセスする入り口の役割を持ったウェブサイト）の構築に着手しており、次年度以降、子育て関係の手続きから運用を開始する予定です。

第三は、「デジタルワークフロー（デジタル化による業務の流れ）」の実現です。

区役所のすべての業務において、デジタルを基点とするワークフローを確立することにより、区民の利便性の向上と業務の効率化の両立を図り、高品質な区民サービスを継続して提供することができるようになります。

最後は、「温もりのあるサービス『Face to Face（フェイ

ストウフェイス、対面)』」です。

先ほども申し上げたとおり、すべての手続きをデジタルだけにしてしまうのではなく、Face to Face、いわゆる対面のサービスも引き続き継続していくとともに、デジタル化にあたって、「一人ひとりに寄り添った、温もりのあるサービス」を提供します。

こうしたコンセプトのもと、オンライン手続きガイドの運用をはじめ、国のぴったりサービスなどによる申請のオンライン化やキャッシュレス決済によるオンライン納付の導入など、来庁しなくてもサービスを受けることができる、いわば「会いに行く（区の方から出向いていく）窓口」を推進するとともに、対面の手続きを希望する方々も、デジタル化の恩恵を受けられるよう、マイナンバーカードを活用した申請書への自動入力などによる、「待たせない・書かせない・出させない『スマート（情報通信技術を活用した）窓口』」を併せて推進していきます。また、高齢者を対象としたスマホ教室など、デジタル機器を苦手とする方への支援も引き続き実

施していきます。

区は、最も身近な基礎的自治体として、区民の皆様の「Well-being（ウェルビーイング）」、すなわち「区民の皆様が幸福ですべてにおいて満たされた状態になること」を第一に考え、都心におけるより一層の快適な暮らしの実現に向けて、今後も、これまでの取組みを拡大しながら新たな取組みにも着手するなど、一步一步着実に千代田区DXを進め、デジタル社会に対応した区政のアップデート（更新）を図ってまいります。

V 議案

最後に、今回提案いたしました諸議案についてでございます。

まず、予算案件として、

●令和4年度千代田区一般会計補正予算第3号の、1件です。

次に、条例関係ですが、

- 新たに条例を制定するもの、1件、
- 条例の一部を改正するもの、3件の、計4件です。

次に、契約関係ですが、

- 錦華公園改修工事請負契約についての、1件です。

このほか、

- 財産(建物)の取得について、1件、

また、報告関係として、

- 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の請負契約の一部を専決処分により変更した件について、4件、

- 後楽橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について、1件

の計5件で、

- 今回の付議案件は、合わせて12件です。

何とぞ、慎重なご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和4年第四回区議会定例会の開会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

発言通告書（総括表）

令和4年第4回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	大坂議員 (自民)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな基本構想の策定に向けた課題認識と行財政運営について ・子育て支援への考え方について ・今後を見据えた中小企業支援施策について ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進について 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の理念を多くの人々が共有するため、改めて基本構想の策定に向けた課題認識を問う。 ・行財政改革基本条例の取扱いと新たな基本構想のもとにおける行財政運営の考え方は。 ・こども基本法の施行やこども家庭庁設置により、区の子育て支援に対する考え方、方向性に変化はあるのか。 ・子育て世帯への物価高騰対策として実施する支援策と所得制限への考え方について。 ・「産業振興基本計画」の改定の考え方とポイントは何か。 ・現在の商店街等の課題をどのように捉え、課題に対してどのように支援していくのか。 ・セーフティネット保証の実績と今後の区内中小企業に対する制度融資の方向性について。 ・区内中小企業に対する国や都等の支援策の周知や活用支援について。 ・全ての人々がデジタル化の恩恵を受けることができるために、DXをどのように推進していくのか。 ・「千代田区DX戦略」で示されている具体的な取組みの進捗状況について。 ・学校健診のPHR推進について。 	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
2	木村議員 (共産)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 物価高騰からくらしと営業を守る (2) 新型コロナ第8波対策に万全を 	<ul style="list-style-type: none"> ①インボイス制度への見解を問う ②低所得世帯への支援を ③小規模事業者への固定費助成を ①保健所体制の強化を ②介護・福祉事業所の検査や体制強化への支援を ③発熱外来の医療体制強化にむけた支援を ④重症化リスクの低い区民への対応策は万全か 	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和4年第4回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
2	木村議員 (共産)	(3) デジタル改革について	<p>①マイナ保険証について 住民も医療機関もマイナ保険証を望んでいない。 事実上の強制は法律に違反するのではないか。</p> <p>②個人情報保護条例の廃止について 個人情報の「保護」より「活用」を優先することで個人のプライバシー権を保護できるか。 個人情報保護法という全国的な共通のルールに一本化することは、自治への侵害ではないか。</p>	区 長 関係 理事 者
3	大串議員 (公明)	<p>1. 「SDGs 未来都市ちよだ」を目指して！</p> <p>2. 教育ビジョンの策定について</p>	<p>1) 世界は地球の限界を意識し、その危機を乗り越えるべく「持続可能な開発目標」SDGsを掲げ取り組んでいる。 もはや一国だけで解決できず世界各国の連帯が必要であり、また自治体や企業、そして市民社会をあげての取り組みが求められている。SDGsはそのための指針であり目標である。そこで、SDGsについての基本的な考え方を問う。また、区の政策全般にSDGsを反映することを提案する。所見は。</p> <p>2) SDGsを区の政策に生かすための具体策について 国が推進している「SDGs未来都市」選定に向けて、「SDGs未来都市計画」また「自治体SDGsモデル事業」の策定そしてSDGs推進へ庁内体制を整備するなどし、区として手を挙げることを提案する。所見は。</p> <p>1) 現「共育ビジョン」の果たしてきた成果についての評価は。また、課題として残されたものは何か。</p> <p>2) 新たな教育大綱についてその位置づけと内容の特徴は。</p> <p>3) 新たな教育ビジョンについて 「共育」の理念は引き継がれるのか。また、目標とした「子どもの健やかに育つ権利の実現」は引き継がれるのか。そして新たな教育ビジョンの特徴とは何か。</p> <p>4) 保育・教育の質についての考え方は。また、その質の向上への取り組みを問う。</p> <p>5) 障がいのある子どもに対する適切な教育支援について</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和4年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	西岡議員 (自民)	<p>●障害・医療的ケア児を支えるご家庭へのサポート体制</p> <p>●子どもの安全対策</p>	<p>・乳幼児を対象とした障害・医療的支援を必要とする保護者のレスパイトケアと子どもショートステイ等について問う。</p> <p>・送迎バスでの子どもの置き去り防止対策について →来年より国の定める送迎バス安全装置の設置義務化による国の補助金制度、区の対応等を問う。</p> <p>・園児の公園置き去りや侵入者への対策 →その後の各園マニュアル見直し等。</p> <p>・学校指定用品の購入について →指定用品購入先は安全面にも考慮し、学校から遠方ではなく、近隣で購入可能な対応になっているか。 →将来DX化によりネット対応で購入指定店と連携・併用可能にする等、児童、生徒や、保護者等の利便性に適合し、購入し易い環境配慮になっているか問う。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
2	米田議員 (公明)	<p>子宮頸がん対策について</p> <p>2025年デフリンピック東京大会について</p>	<p>子宮頸がん予防で重要なのは、HPV ワクチン接種と前がん状態を発見するための検診とされています。 現在、対象となる12歳以上の女性にワクチン接種と20歳以上の女性に2年に1度、子宮頸部の「細胞診」が行われています。 そこで、本年4月から始まったワクチンの接種状況とこれまでの検診状況について伺う。また現状の課題についてと、今後の検診方法について提案する。</p> <p>聴覚障害者の国際スポーツ大会「デフリンピック」2025年夏季大会の東京大会が正式に決定した。 本区としても、成功を後押しする取り組みが重要と考える。区としての見解を伺う。 そこで、積極的に選手団に練習会場を提供することや、学校とも連携し、生徒や児童とアスリートの交流の場を設けてみては如何か。ご所見を伺う。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和4年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
3	河合議員 (自民)	令和4年6月に改正された「児童福祉法等の一部を改正する法律」また、令和6年の法改正に向けて開催した「第1回障害児通所支援に関する検討会」等を踏まえて本区の子育て世帯に対する包括的な支援体制の方向性を問う。	今回の「児童福祉法」改正は、子育て困難世帯が顕著化してきている状況等を踏まえて、包括的な支援体制強化等を目的として行われたものです。施行期日令和6年4月1日に向けて、本区支援体制の現状、施行に向けての課題は、本区にとってのより良い支援のあり方とは何か見解を問う。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
4	秋谷議員 (至誠会)	スマートシティの推進について	①大丸有地域では、令和2年の大丸有スマートビジョン策定後、どのような実証事業が行われてきたか。その検証結果と実装への可能性。 ②当該地域の企業の技術の可能性を活かし、それを公的な価値とつなげることが必要と考えるが、今後、区としてどのように関わるのか。 ③大丸有地域だけでなく区全体のスマートシティの推進について、区長の認識を問う。	区 長 関 係 理 事 者
5	牛尾議員 (共産)	(1) 憲法26条の立場から千代田区の教育行政について質問する。 (2) 高齢者の住まいの支援について	①子育て世代への恒常的な支援と「義務教育は無償」の精神で学校給食の無償化を再度訴える。 ②障害があっても希望する学校に通えるよう対策を求める。 ①サ高住の建設など高齢者が安心して生活ができる住宅支援策を求める。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
6	飯島議員 (共産)	1) 区内区有施設のトイレに生理用品設置を 2) 文化・芸術活動の発展のために	区有施設トイレに、トイレットペーパーと同様、生理用品の設置を求める 千代田区公会堂が廃止され15年が過ぎた。この間、区内の文化芸術サークルの活動や発表は様々な制約の中で行わざるを得なかった。「文化力」を高める拠点として、ホールのある公共施設を生活圏内に整備することの検討を求める	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和4年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
7	池田議員 (自民)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスを減らす取り組み ・ドッグランの設置について 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスを減らす取り組みが注目されてきている。本区では一般廃棄物処理基本計画の一部に明示されたばかりだが、環境モデル都市千代田として本区の特性を活かした区民、事業者、教育機関、行政それぞれの取り組みを明確に示した、千代田区食品ロス削減推進計画の策定について見解を求める。また、教育委員会として今後の環境教育の取り組みを伺う。 ・ドッグランの推進は区長の重点政策の一つに掲げている。民間との連携だけではなく、低未利用地、児童遊園などを活用した常設のドッグランの設置について見解を求める。 	区教育 関係者 長理事者
8	林議員 (自民)	<p>健康寿命と予防接種</p> <p>区立公園の整備計画と類型化</p>	<p>任意の予防接種の費用助成の基準とは？ 帯状疱疹ワクチン接種の助成 HPV（9価）ワクチン接種の実施計画は？</p> <p>公園・児童遊園等整備方針の成果と課題 公園等の利用実態に関するアンケート調査の目的とその活用方法 公園整備の類型化と目標像 基本構想との分野別計画の関係とは？</p>	区教育 関係者 長理事者
9	長谷川議員 (紡ぐ会)	<p>給食費の無償化</p> <p>安心生活見守り台帳の拡充</p> <p>開かれた区政のために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰による区民への影響は大きい。昨年度一般会計の歳入歳出残高は約22億円で、繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は17億円余りであった。コロナ禍で実施できなかった事業の執行残を用いて給食費を無償とし、未来を担う子どもたちのために還元してはどうかか。 ・安心生活見守り台帳の対象者の拡大。 ・緊急時、単身高齢者等が飼育するペットの一時保護等の対策。 ・区民参画推進のために、未来を作る若者の意見・要望を政策に反映し、区政に関心をもってもらえるよう、意見交換を行ってはどうかか。 	区教育 関係者 長理事者

発言通告書（総括表）

令和4年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
10	小枝議員 (声)	1、常盤橋御門・常磐橋の歴史の「見える化」 2、首都直下地震への備え	1) 震災復興橋梁「常盤橋」の保存の成否。 2) 外濠の中で最も保存状況の良い常盤橋門跡は、千代田区が誇る歴史的財産であり、江戸・明治から昭和に至るストーリー性も豊富。道路下にも枅形遺跡が出土し今後もビル建て替えに伴い出土する可能性は高い。子どもたちも学べる記念館等の検討はしているのか。 3) 現在「由来説明板」さえもなく、渋沢栄一像の周辺は仮設の鉄板やがれきに囲われ、工事現場の様相である、早急に改善を。 4) 「常磐橋」修復工事の際に出土した木製品(杭など)の保存について。 5) 道路下の枅形遺跡も含め、道路と公園を一体に整備し、大手門への導線を「見える化」するなど、ここを起点に江戸城と城下町を結ぶ、歴史まちづくりに着手すべきではないか。 来年は関東大震災から100年。超高層化と過密化が進む都心においては、帰宅困難者など人が折り重なって倒れる「群衆雪崩」の危険が叫ばれている。減災のまちづくりに意を用いているか等について問う。	区 長 関係 理事 者
11	小野議員 (都ファ)	1、身近な人がお亡くなりになった時の窓口支援や対応について 2、自転車駐輪場について	(1)身近な人が亡くなった後のご遺族の支援 ・ご遺族は、相続のほか年金や保険等、さまざまな申請、届け出などがある。主に区へ申請・届出いただく分を、少しでも分りやすくスムーズに進められるよう「おくやみ窓口」として各種手続きのお手伝いやご案内をしてはいかがか。 (2)故人のペットについて ・故人が独居だった場合、ご遺族が故人のペットを引き取れない場合など、ペットが取り残される可能性について区の見解をうかがいたい。 (1)駐輪場の不足 ・地域によって駐輪場が見つからずお困りの声がある。特に築年数の古いマンションは駐輪スペース自体が少ない傾向にあるが、区の認識はいかがか。	区 長 関係 理事 者

発言通告書（総括表）

令和4年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
12	岩田議員 (立民)	二番町地区の地区計画変更について 外神田一丁目南部地区の再開 発計画における都市計画法第 16条第1項・第2項の解釈に ついて	地区計画は住民の合意に基づいてそれぞれの地区の特性に応じてふさわしい街づくりをする ための計画であり、それを変更してまで行う開発はそれ相応の理由があるはずである。そこ で区の見解を問う。 現在、千代田区は国土交通省に正しい法の解釈の見解を求めているが、どこの部署の誰がど この部署の誰にどのように尋ね、どのような回答をもらい区は今後どのように対応するのか。	区 長 関係 理事 者
13	山田議員 (自民)	○地域コミュニティの醸成支 援施策について ○清洲橋通り整備計画につい て	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町会を取り巻く現状認識 (区は課題を認識しているか) ・ マンション住人とのコミュニティ形成 (課題と対応策は) ・ 町会運営を担う人材育成に対する考え方 (人材不足を解消するための方策は) ・ 地域コミュニティ醸成支援施策の方向性 (どこに注力していくのか) <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの経緯を踏まえた庁内での検討状況 (進捗しているのか) ・ 隣接区である中央区・台東区との調整状況 (進捗しているのか) ・ 道路整備にあたっての課題 (懸念事項は何か) ・ 今後のスケジュール (大まかな見通し) ・ 整備計画の策定にあたっての考え方 (区の意気込み) 	区 長 関係 理事 者

令和5年度入学 中学校学校選択結果報告について

1 千代田区立中学校の学校選択結果（11月14日時点）

入学年度 学校名	令和5年度入学 (11月14日時点)	昨年度結果	
		選択者数	入学者数
麴町中学校	298名 (男165 / 女133)	330名 (男184 / 女146)	129名 (男76 / 女53)
神田一橋中学校	176名 (男87 / 女89)	157名 (男70 / 女87)	90名 (男49 / 女41)
計	474名 (男252 / 女222)	487名 (男254 / 女233)	219名 (男125 / 女94)

令和5年度入学 学校選択申請書発送者数	554名 (男288 / 女266)	
麴町中学校または神田一橋中学校選択者数	474名 (男252 / 女222)	85.6%
区立中学校就学意思なし	61名 (男26 / 女35)	11.0%
未回答者数	19名 (男10 / 女9)	3.4%

※今後、転出・転入等により人数に変動があります。

2 学校選択アンケート結果（申請書発送時に調査）

麴町中学校			神田一橋中学校		
選択理由	回答者数	割合	選択理由	回答者数	割合
教育活動の特色が お子さんに合うと思ったから	116	44.4%	教育活動の特色が お子さんに合うと思ったから	46	28.4%
選択しなかった学校の特色が お子さんに合わないと思ったから	5	1.9%	選択しなかった学校の特色が お子さんに合わないと思ったから	29	17.9%
自宅から近いから	117	44.8%	自宅から近いから	69	42.6%
その他	23	8.8%	その他	18	11.1%
合計	261		合計	162	

(裏面に実施したアンケート用紙を掲載)

アンケートご協力をお願い

【学校選択アンケート】

千代田区で、特色ある学校づくりを推進していくために、皆様のご意見をお聞かせください。

1 どちらの学校を選びましたか。（選択した学校に○をつけてください）

麴町中学校

神田一橋中学校

2 選択した理由は何ですか。（該当する項目に○をつけてください）

ア 教育活動の特色がお子さんに合うと思ったから

イ 選択しなかった学校の特色がお子さんに合わないと思ったから

ウ 自宅から近いから

エ その他

（ ）

3 2でアまたはイを選択した方に伺います。

・アを選択した方 → 具体的にどのような部分が合うと思いましたか

・イを選択した方 → 具体的にどのような部分が合わないと思いましたか

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

アンケート用紙は、学校選択申請書とともに、返信用封筒に同封のうえ、
千代田区教育委員会学務課へご郵送ください。

いじめ、不登校、白鳥教室の状況(令和4年10月末の報告)

教育委員会資料
令和4年11月22日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		白鳥教室利用者数		
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度累計	今月利用者数	今月登録者数	先月末登録者数
小学校	1年	2		2	2	2			
	2年				6	6			
	3年	3		3	4	5		1	1
	4年	4		4	3	3	2	3	2
	5年		1	1	8	8	1	1	1
	6年	7	2	9	9	12	3	4	4
中・中等(前期)	1年		1	1	6	6	2	2	2
	2年	3		3	13	15	2	4	4
	3年		1	1	19	21	7	11	11
中等(後期)	4年								
	5年				1	1			
	6年								
計	合計	19	5	24	71	79	17	26	25

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和4年11月22日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
11	22	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
11	23	水				
11	24	木				
11	25	金				
11	26	土				
11	27	日				
11	28	月				
11	29	火	13:00~ 14:35	連合音楽会①	すみだトリフォニーホール	教育委員出席
11	30	水	9:50~ 11:25	連合音楽会②	すみだトリフォニーホール	教育委員出席
12	1	木				
12	2	金	10:00~	指導課訪問 昌平小学校 発表会	昌平小学校 神田保	
12	3	土		こども劇場	いずみこども園	
12	4	日				
12	5	月				
12	6	火				
12	7	水				
12	8	木				
12	9	金	12:30	九段小学校・幼稚園 研究発表会 こども劇場	九段小学校・幼稚園 番町幼	教育委員出席
12	10	土		こども劇場	番町幼・昌平幼	
12	11	日				
12	12	月				
12	13	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
12	14	水				
12	15	木				
12	16	金				
12	17	土		こども劇場	麴町幼・お茶の水幼・千代田幼・いずみこ	
12	18	日				
12	19	月				
12	20	火		英語合宿(～12月23日)	プリティッシュヒルズ(福島県)	
12	21	水				
12	22	木				
12	23	金				
12	24	土				
12	25	日				
12	26	月				
12	27	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
12	28	水				
12	29	木				
12	30	金				
12	31	土				
1	1	日				
1	2	月				
1	3	火				
1	4	水				

「広報千代田」
12月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 17件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	12月16日(金) 10時30分～ 11時30分	あい・ぽーと麹町(三番町7)	NPO法人 あい・ぽーとステーション
2	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」ノーバディズ・パーフェクト	お子さんと離れ、ママ同士で子育ての悩みや困りごとを話し、自分らしい子育て方法を見つける	1月11日、18日、25日、2月1日、8日、15日の毎週水曜(全6回)10時～12時	一番町児童館	
3	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」ベビママの会 ～お母さんは赤ちゃんの安全基地～	Baby(赤ちゃん)とMama(お母さん)のための、おしゃべりしながら子育てについて楽しく学べる交流会	1月17日(火)、24日(火)10時～12時	四番町児童館	
4	学務課	就学援助 入学準備金を3月に支給します	就学援助費のうち、小・中学校新1年生に対して「新入学学用品費」を「入学準備金」として3月(入学前)に支給	申請締切:1月13日(金)※ 就学援助の申請は随時受付		
5	文化振興課	紀尾井ホール室内管弦楽団公開リハーサル	1月20日(金)、21日(土)、22日(日)に開催する「紀尾井ホール室内管弦楽団特別演奏会 KCO名曲スペシャル ニューイヤー・コンサート2023」のリハーサル(一部)を一般公開	1月19日(木)16時30分～ 17時30分(開場16時)	紀尾井ホール(紀尾井町6-5)	公益財団法人 日本製鉄文化財団
6	文化振興課	四番町図書館 おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	毎週土曜日11時～	2階児童室	四番町図書館
7	文化振興課	千代田図書館 おはなしトレイン/BOOK TRAIN展示	年齢(学齢)ごとに選んだおすすめの本を展示	12月14日(水)～2023年1月8日(日)	9階 第2展示ウォール	千代田図書館
8	文化振興課	竹久夢二展	令和4年4月1日に区の指定文化財になった「龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション」を展示	1月7日(土)～2月28日(火)10時～19時 前期～1月29日、後期～1月30日、休館日1月16日(月)、2月20日(月)	日比谷図書文化館 (日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
9	生涯学習・スポーツ課	くらしを彩るペンとハンドレタリング教養講座	18歳以上の区内在住・在勤・在学の方を対象とした教養講座を開催 万年筆やペンの仕組み、手入れをレクチャー 手書き文字を演出する技を学ぶ	①1月21日②1月28日 いずれも土曜日14時～16時（全2回）	九段生涯学習館	九段生涯学習館
10	生涯学習・スポーツ課	紙に“芝居”をさせる紙芝居表現力アップ！日本発祥の紙芝居の魅力と演じ方 区民自主企画運営講座	18歳以上の区内在住・在勤・在学の方を対象とした講座を開催。紙芝居の仕組み、演じ方を習得して、表現力を豊かにする方法を学ぶ	1月24日、2月7・21日、3月7日 いずれも火曜日14時～16時（全4回）	九段生涯学習館	九段生涯学習館
11	生涯学習・スポーツ課	基礎から始める古文書入門 人材バンク活用講座	18歳以上の区内在住・在勤・在学の方を対象とした講座を開催 難解な古文書の基礎を学び、当時をきた人々の生活を読み解く	1月23日・30日、2月13日 いずれも月曜日10時～11時30分（全3回）	九段生涯学習館	九段生涯学習館
12	生涯学習・スポーツ課	志賀高原スキー講習会	15歳以上（中学生を除く）の区内在住・在勤・在学者を対象としたスキー講習会	2月9日（木）～12日（日）	志賀高原スキー場中央エリア（長野県下高井郡山ノ内町／宿泊先＝ホテルー乃瀬）	千代田区体育協会
13	生涯学習・スポーツ課	内濠周回駅伝大会	15歳以上（中学生を除く）の区内在住・在勤・在学者で編成されたチームによる駅伝大会	2月11日（土・祝）8時30分～	桜田門時計塔前（集合）	千代田区体育協会
14	生涯学習・スポーツ課	ちよだキッズスポーツ塾	小学生を対象としたスポーツ塾	1月25日～3月15日の毎週水曜（全8回）16時～17時	スポーツセンター	スポーツセンター
15	生涯学習・スポーツ課	キッズダンス（幼児・小学生クラス）	4歳以上の未就学児及び小学生を対象としたダンス教室	1月24日～3月14日の毎週火曜（全8回）①幼児クラス15時～16時②小学生クラス16時15分～17時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
16	生涯学習・スポーツ課	小学生水泳教室	小学生を対象とした水泳教室	1月28日～3月18日の毎週土曜（全8回）10時20分～11時20分	スポーツセンター	スポーツセンター
17	生涯学習・スポーツ課	親子水泳教室	3歳以上の就学前の幼児（おむつが取れている）と保護者を対象とした水泳教室	1月28日～3月18日の毎週土曜（全8回）9時10分～10時	スポーツセンター	スポーツセンター